

## 明治グループ人権ポリシー

私たち明治グループは、グループ理念として、あらゆる世代の人々へ毎日の生活に欠かすことのできない幅広い分野の製品・サービスを提供することにより、「おいしさ・楽しさ」の世界を拡げ、「健康・安心」への期待に応え、日本のみならず世界の人々の暮らしになくてはならない企業グループを目指しています。

また、企業行動憲章および行動規範において人権の尊重を掲げ、すべての人が生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であることを常に認識し、企業活動において公正かつ誠実に行動します。

そして、私たちは、人権尊重の取り組みをグループ全体で一層推進し、その責務を果たして参ります。

### 1. 基本的な考え方

私たちは、国際連合「ビジネスと人権に関する指導原則」を踏まえ、すべての人の基本的人権について規定した国際連合の国際人権章典（「世界人権宣言」「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」ならびに「市民的および政治的権利に関する国際規約」）や労働における基本的権利を規定した国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則および権利に関するILO宣言」による中核的労働基準、ならびに「国際連合グローバル・コンパクト」の10原則、経済協力開発機構（OECD）の「多国籍企業ガイドライン」や「ヘルシンキ宣言」の倫理原則、医薬品規制調和国際会議（ICH）のガイドラインなど、人権に関する国際規範を支持し尊重します。

私たちは、上記の国連の指導原則および国際規範に基づき、明治グループにとっての人権に関する重点課題を特定しており、グループ全体でこれら課題への取り組みを推進していきます。

#### 人権に関する重点課題

- 横断的な課題：人種、性別、性的指向、性自認、年齢、国籍、言語、宗教、障がい、出自、財産その他の身分・地位等による一切の差別、ハラスメント、ジェンダー平等、結社の自由・団体交渉権の尊重、適切な労働条件・賃金、労働安全衛生、労働時間、外国人労働者の権利、プライバシーの権利
- 研究・開発に関する課題：情報へのアクセス
- 調達・製造に関する課題：児童労働、強制労働、人身取引、地域住民の健康な生活・水へのアクセス
- 販売・物流・消費：広告・マーケティングによる子供への影響、顧客・利用者の健康
- 廃棄に関する課題：地域住民の健康な生活・水へのアクセス

私たちは、各国・地域の法令を遵守します。人権に関する国際規範と各国・地域の法令に不整合が認められる場合には、後者を遵守しつつ前者を最大限尊重することとなる方法・措置を追求します。

本ポリシーは、明治グループの企業行動憲章を補完するものとして、その精神・趣旨を関係するポリシーやガイドラインに適切に反映していきます。

## 2. 適用範囲

本ポリシーは、明治グループの役員・従業員に適用します。また、明治グループが提供する製品・サービスに係るバリューチェーンにおけるすべての取引先（以下「私たちの取引先」といいます）に対しても、本ポリシーの遵守を求めます。

## 3. 具体的な取り組み

私たちは、自らが人権を侵害しないことはもちろんのこと、その事業活動に関して人権に対する負の影響が生じていることが判明した場合は、その是正のため合理的かつ適切に対応することにより、自らの人権尊重責務を果たしていきます。また、そのために、私たちは、次の取り組みをそれぞれ推進します。

### (1) 人権デュー・ディリジェンス

明治グループでは、「グループ人権会議」を設置し、その提供する製品・サービスに係るバリューチェーンにおける人権リスクを特定・評価の上、優先的に取り組むべき課題を決定して（リスクベース・アプローチ）順次・着実に実行します。また、必要に応じて「グループ人権会議」の下に分科会を設置し、私たちが社会に及ぼす人権への負の影響の防止・軽減を図ります。

### (2) 実行責任者

本ポリシーは、明治グループの最終親会社たる明治ホールディングス株式会社の社長（最高責任者）の命を受けて、同社における主管部署であるサステナビリティ推進部の管掌役員が責任者としてこれを実行します。また、実行責任者は、明治グループの主要事業会社である株式会社 明治、Meiji Seika ファルマ株式会社およびKMバイオロジクス株式会社の各社長と適切に連携しつつ本ポリシーを実行します。

### (3) 教育・研修・周知

私たちは、本ポリシーが自らの事業活動すべてに組み込まれ、効果的に実行されるよう、役員・従業員に対して人権尊重に関する教育・研修を継続的に実施するとともに、私たちの取引先に対しても必要事項を適切に周知します。

(4) 苦情処理体制および救済

私たちは、従業員向け内部通報制度の運用や寄せられた苦情への対処などにより、人権侵害の予防、早期発見および再発防止に努めます。また、適切な手続を通じて必要な救済を図ります。

(5) 情報開示

私たちは、人権尊重の取り組みに関する進捗状況および結果を、ウェブサイトなどで適時に開示します。

(6) 対話・協議

私たちは、本ポリシーの実行にあたり、外部の独立した専門家の知識・助言を大いに活用します。また、ステークホルダーとの対話・協議を真摯に行います。

制定 2016年4月

改訂 2020年2月

改訂 2022年6月

改訂 2023年8月

改訂 2024年3月